

第8回奈良県景観審議会 議事概要

日 時：平成27年12月22日（火） 午後3時～午後6時

場 所：奈良県文化会館集会室A B

出席者：

【委 員】 井岡委員、岩井委員、北口委員、佐野委員、長坂委員、鳴海委員、西田委員、
 湊上委員、南川委員、山本委員、脇田委員、（五十音順）

【事務局】 中景観・環境局長
 佐野景観・環境局次長
 景観・自然環境課 梶岡課長補佐、須原係長、藤田主査、栄主査、吉村主査、
 池田主任主事、中川主事、井田主事

【幹 事】 地域デザイン推進課 出井課長補佐、建築課 塚田主幹、
 地域政策課 森田主査

奈良県の景観法届出制度の運用状況について

屋外広告物の規制・誘導について

景観・屋外広告物制度に関する啓発活動について

奈良県植栽計画について

奈良県景観資産の登録候補の審査について

閉会

公開・非公開の別： 公開

第8回奈良県景観審議会 議事録

平成27年12月22日(火) 午後3時～午後6時 奈良県文化会館集会室AB

事務局より

開会

公開開催の案内(略)

景観・環境局長あいさつ(略)

景観審議会出席委員の紹介(略)

幹事の紹介(略)

鳴海会長

それではただいまから審議に入りたいと思います。その前に、審議会規則第4条第1項に基づき設置しております審査指導部会の委員として、昨年度までに引き続き、会長である私と西田副会長、岩井委員、江川委員、長坂委員の5名としたいと思います。皆さんいかがでしょうか。異議がなければ、今申しあげました委員で審査指導部会を構成したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは引き続き議事録署名委員の選任をいたします。事務局で作成された議事録が、議事どおりであることを会長の私と委員の内1人が署名することになります。本日の審議会の署名委員は北口委員をお願いします。

それでは本日の議案1、情報提供にかかる案件について、事務局より順番に説明をしてください。各委員からのご質問ご意見につきましては、事務局からの情報提供が全て終わった後に一括してお願いしたいと思います。よろしく願いします。

事務局

それでは、奈良県の景観施策等についてご説明させていただきます。景観施策の2つの柱である景観法関連施策と屋外広告物法関連施策に加えまして、奈良県独自の取り組みとして、平成25年度に策定しました奈良県植栽計画に基づく施策がございます。担当者から順番にご説明させていただきます。

事務局(藤田)

奈良県景観条例に基づく届出制度の運用状況につきまして、ご報告させていただきます。奈良県景観条例、奈良県景観計画の策定から6年が経過しました。この6年間で660件の届出がありました。その内容は、建築物が288件、工作物が212件と、全体の4分の3を建築物及び工作物の新築、増設、外観変更が占めている状況です。次に、建築物に係る用途別内訳です。店舗・商業施設で82件ございます。工場・倉庫が66件、それに次いで共同住宅となっております。本県の場合、規模の大きな建物を届出対象としているため、これらが上位に上がってきています。次に建築物、工作物に係る新築、増設、外観変更の内訳、及び地域別内訳です。工作物の場合、基本的に新築された

ものが大部分なのですが、建築物に関しては外観変更による届出をされたものが全体の14%程度と、かなりの割合を占めております。工作物に関しましては、外観変更の届出の必要な規模になる物件がなかなか無いということで、ほとんどが新築です。以前は、携帯基地局等の設置が多々ありました。地域別の届出状況については、一般地区において595件で、大部分が一般地区となっています。重点景観形成地区が定められていますが、範囲が狭いことや既に住宅が立ち並んでいるということで、届出件数は比較的少なくなっています。次のグラフは、市町村別の届出件数を出しております。平坦部、市の部分の件数が増える傾向がございます。南部地域、東部地域に関しては、届出は少ないです。また、工作物の届出が山間部で多くなっていますが、携帯基地局の新設や、送電鉄塔の塗り替え等が主体となっております。最後に、景観行政団体である市町村のこれまでの届出件数を整理しております。奈良市、橿原市、明日香村ではかなり多い件数となっております。この点に関しましては、各市町村が細やかな地区指定等をして、小さな建物、工作物であっても届出を必要とする重点区域に定めていることによります。市町村が景観行政団体になるメリットの1つとして、このような細やかな対応ができることだと考えております。新規の届出が減ってきている現状で、相談は受けても届出の規模に満たないというような状況があり、様々な行為のパターンが出ている中で、今後どういったものを届出の対象にしていくのか考えていく必要があると考えております。以上です。

事務局（池田）

続きまして、屋外広告物の規制・誘導についてご説明します。平成22年に、奈良県景観計画に定めております広域幹線及び奈良県屋外広告物条例の第4条第9号に指定しております路線の信号を有する交差点付近を屋外広告物の禁止地域と指定しました。禁止指定当時、223件あった交差点付近の屋外広告物ですが、補助金制度の活用、禁止についての啓発活動、また市町村による違反指導等を行いました結果、8割減少しまして、平成27年12月現在で44件まで減少しました。また、交差点だけでなく広域幹線沿道区域及び景観保全型広告整備地区の補助金制度を設けておりました平成24年度から平成26年度の3ヵ年で合計8件の撤去・改修が行われ、景観の向上につながっております。写真の左側が補助金によって広告物が撤去された交差点になります。右側が既存の物件の改修を行い広告物の集中化を行った物件の例になっております。平成27年度からは、これまで行ってきました禁止交差点という『点』での取り組みから、路線という『線』での取り組みへと活動を進めてまいりました。

今年度、中和幹線をモデル路線と位置付けて沿道景観向上推進事業の取り組みを開始しております。景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物に関する規制の強化及び景観配慮型広告物への早期転換を促進することで、統一感のある美しい沿道景観の形成を図ります。県と沿道市町で構成する中和幹線沿道景観協議会を設置し、規制誘導のあり方や県と市町の連携の方法を検討しております。この協議会は、特に重要だと考える区間を決

定する他、中和幹線に求められる広告物の仕様の検討、違反行為を行う業者に対する違反指導体制の構築などについて議論し、美しい沿道景観の創造を目指しております。今年度には中和幹線沿道に設置されております物件の調査を行いました。どのような物件がどのような場所に設置されているのかを確認しながら、今後の対策等を検討したいと思っております。来年度の取り組みとして、「中和幹線屋外広告物ガイドラインの策定」を考えており、中和幹線に求められる広告の規格、色、高さ等の検討を行います。

また、これまでどおり修景助成による撤去や広告物の改修に取り組んでいきます。広告物の規制については以上になります。

事務局（中川）

続きまして、景観・広告物制度の啓発・普及についてご説明させていただきます。

まず、なら景観調和広告賞についてご報告いたします。平成25年度に1回目を開催し、今年度で3回目となる顕彰制度です。地域の特性を活かした良好な景観保全創造のために、周辺景観に調和・配慮した屋外広告物を表彰することで、屋外広告業者、広告主、県民の皆様幅広く景観に対する関心を持ってもらうことを目的としています。第1回は、49件の応募があり、一般広告部門において、優秀賞が「中川政七商店 遊中川本店」、努力賞が「心樹庵」と「ホテルニューわかさ」の2点、リノベーション広告部門については該当作品なしという結果になっております。

続きまして、第2回では応募作品が54点と、第1回から増えております。第1回広告賞の際に、審査委員の先生から野立看板と自家用看板の比較がしづらいという意見があったため、募集区分として、新たに独立広告部門を創設し、合計3部門で募集を行いました。一般広告部門での優秀賞が「T a m a」、奨励賞が「香芝KNデンタルクリニック」、独立広告部門での優秀賞が「鹿の注意喚起看板」、リノベーション広告部門での優秀賞が「松寿堂」となっております。現在、第3回の審査を進めているところです。リノベーション広告部門の対象としていたものにつきましては、新しい価値を見出すことにはこだわらず、歴史的価値を活用している物を対象とするという『歴史的広告活用部門』に改編して引き続き3部門での募集を行いました。なお、応募総数は61件となっております。受賞作品のパンフレットやパネルを作成し、イベント時に配布、展示等を行い知名度と啓発効果の向上を進めております。

続きまして、なら景観フォーラムについてご報告させていただきます。平成26年度からスタートした景観関係の啓発事業です。第1回のテーマは『地域の特徴をふまえた景観づくりを進めるために』としており、それぞれの町の姿は成り立ちや歴史、人の営み、地域独自の要素とともに時間をかけた変化の上に形づくられるものであるという視点から、県民の皆様1人ひとりが、景観づくりの主体として地域の特徴を模索する機会となるよう開催しました。当日は、大阪大学大学院工学研究科准教授の小浦久子先生による『くらしの風景を伝える～自然と人々の営みが生み出す地域らしさ～』と題して講演いただいた他、奈良県景観資産、なら景観調和広告賞、奈良県景観調和デザイン賞等

の登録作品、受賞作品の展示等を行いました。63名のご参加をいただき、参加者のアンケートでは「とてもよかった」、「よかった」等のポジティブな意見が多数を占めておりました。一方で、満足度については多少の差があったため、今後継続していく上で満足度が低いプログラムについては随時見直しを行い、より効果的な啓発事業としていくことを目指していく考えでございます。以上で景観・屋外広告物に関わる啓発に対する取組についてのご報告を終わらせていただきます。

事務局（吉村）

奈良県植栽計画についてご説明させていただきます。この奈良県植栽計画「なら四季彩の庭」づくりは、平成26年3月に策定・公表したものです。彩りのある樹木や花を植えたり、木々の姿を整えることで、奈良県が持つ本物の魅力を向上させ、次世代に引き継いでいきたいとの思いからこの計画の策定をしております。理念、作庭方針、小庭（エリア）整備計画の3つのパートから構成されており、「奈良県を『一つの庭』と見立てた、四季折々の彩りを楽しむ庭づくり」を基本理念として『一つの庭』、『四季折々の彩り』、『人が楽しむ』という3つの思いを込めております。まず『一つの庭』についてですが、県内各地の水辺、田園、森林、山岳、歴史文化遺産などにより特徴のある景観が形づくられている一定の地域を『小庭（エリア）』として選定し、その魅力を活かし、個々にその景観を整えながら、それらが集まって奈良県全体が調和のとれた魅力ある『一つの庭』を目指すことを表しております。次に2つ目の『四季折々の彩り』では、いつ訪れても四季折々の奈良の彩りが楽しめる庭を目指しております。そして3つ目の『人が楽しむ』では、住み、訪れる人が見て、歩き、遊ぶことなどで楽しむ庭を旨ざしていることを表しております。この理念に基づいた整備内容を記載したものが「小庭（エリア）整備計画」です。県内の主要な名所やその周辺等を小庭（エリア）とし、現在51の小庭（エリア）を選定しております。この小庭（エリア）ごとにどのような方向性で整備を進めるのかということ市町村と協議を重ねながらとりまとめ、それぞれの整備方針図というものを作成しております。一例として、郡山エリアの整備方針図を添付しております。このエリアの整備コンセプト、『城跡やまちの資源を活かした郡山の魅力向上』に基づいて具体的にどのような整備を行うかを記載しております。

次に植栽計画のPRですが、公募により決定いたしましたシンボルマークを記載したプレートを整備箇所に設置し、PRを図っております。また、昨年度植栽ジャーナルの創刊号を発行しました。県、市町村をはじめ、地元住民の方々の取り組みを紹介し、植栽計画の認知度向上を図るとともに協働の取り組みへの参画を促すツールとしていく予定です。次に、主な整備箇所のビフォーアフター写真をご紹介します。ページ上の写真は大門ダム周辺に整備された花壇です。桜や紅葉が植樹され、花壇には季節の花が植え替えられる予定です。次に、今井町に整備された蘇武橋公園をご紹介します。今井町の町並みと飛鳥川の間トイレや休憩所をそなえた河川公園が整備され、憩いの場となっております。次のページですが、景観を阻害する樹木等を伐採して屏風岩の景

観を楽しみながら駐車場から屏風岩へ登っていくことが出来るよう整備されております。また、移動空間の魅力向上として、大宮通りの油阪交差点の花壇を掲載しております。ボランティアによって季節ごとに花が植え替えられ、おもてなしの空間として美しく管理されています。最後に、視点場の整備として郡山城跡天守台からの眺望をご紹介します。以前は木々に遮られ、見るができなかった若草山も今は眺めることができます。また来訪者に楽しんでもらえるよう、馬見丘陵公園ではダリア、コスモスを中心とした秋のフラワーフェスタが毎年行われています。今年は14万4千人という多くの方が来場され、明日12月23日からはクリスマスイルミネーションが実施されます。そこでは光と花の幻想的な空間を楽しんでいただける予定です。最後になりますが、矢田丘陵の大和民俗博物館では、古民家を利用した各種イベントが行われております。四季折々の花々とともに学ぶ場、体験する場としても活用されております。以上で植栽計画に関する説明を終わらせていただきます。

鳴海会長

どうもありがとうございました。今のご報告に対して、ご意見ご質問はないですか。私の方から、景観法に基づく届け出について、工作物の占める割合は市町村により結構な差がありますが、具体的にどのような物か教えていただけますか。

事務局

工作物の届出件数として多いのは、携帯基地局の新築と送電鉄塔の塗り替えです。

鳴海会長

それから、先程の広告賞なんですが、第1回、第2回、第3回と年度の記載がないのですが、1年に3回あったわけじゃないでしょう。

事務局

平成25年度に第1回を開催しまして、第2回を平成26年度、第3回を今年平成27年度に行っております。

鳴海会長

他にどなたかございませんでしょうか。

脇田委員

景観法の届け出についてですが、届出をされた物件は全て認められているのか、あるいは、訂正を余儀なくされているのか。却下されたものもあるのか。それぞれの割合はどのようになっていますか。

事務局

届出という行為ですので、却下ということは無いです。定めています景観形成基準に明らかに合わないときは、県知事から勧告がされます。物件によっては色の基準に違反してるものには変更命令の規定があります。以前、届出前の事前相談で、色の基準を満たしていなかった事例が何件かありましたが、「このままでは勧告になります」と伝え、届出時までには補正してもらった事例があります。

西田委員

広告物の撤去については、相手のあることで、大変努力されているのだらうと思います。

よく8割まで撤去・改修をされたと、この効果は大きいと思います。平成22年から27年にかけて、2割の44件は残っています。その理由としては、業者が応じないのか、所有者が分からないのか、どういった理由で、44件残っているのでしょうか。

事務局

残っております44件の広告物ですが、すべて違反の状態となっております。平成22年当時の223件のうち、許可を受けて設置されていた物件については、補助金制度を活用して、全て撤去・改修していただきました。残りの100件ほどあった無許可物件ですが、市町村による違反指導及び広告業者に対する一斉の文書発送を毎年行っており、「こちらは禁止交差点になっているので、このまま置いておくと違反状態が続きます」という呼びかけを行った結果、減少しました。残りの44件ですが、市町村で引き続き違反指導を行ってくださっている物件もあれば、所有者の分からない物件もあります。所有者の分からない物に関しては、今のところ対応が行き届いていないです。

鳴海会長

所有者が分からない場合は、一般的にどのような対応をするのでしょうか。

事務局

一般的には、市町村の広告担当者から広告主にコンタクトをとります。そこから業者を割り出して「撤去してください」という流れになります。

鳴海会長

所有者が分からないというのは、広告主がいないということでは。

事務局

所有者が分からないというのは、例えば、広告主は分かっているけれども設置した業者が分からないというような状況です。広告業者から広告主に対して営業をかけ、「看板を掲出しませんか」ということで看板を設置しているものですから、大体の広告主の方は禁止地域であることを知らないことが多いです。

鳴海会長

広告業者さんに対策をやる、ということになるのですね。

事務局

啓発活動については、広告業者を対象に行っています。文書等々も広告業者さんにお送りしております、広告主に、禁止地域であることの案内は行っていません。

鳴海会長

設置した広告業者が不明な広告物は、永遠に残るということですか。

事務局

業者が不明なものに関しては、広告主に行くこととなりますが。

鳴海会長

県としてはどうしたいのかというのを聞きたいのですが。

事務局

広告主が不明というのは、枠が残っていたり、広告主が倒産して広告主がない場合等になります。県がとれる方法としては、代執行等がありますが、そこまでいけていないのが実情です。広告主であったり、広告業者であったり、分かるものについては、担当者が広告業者さんをお願いしている状況ですが、今後、広告主にも話をして、除却にご協力いただくことになると思います。

鳴海会長

専門ではないので何ですが、落とし物などに類する処分は、一番難しい。勝手にできない。そういうものに該当するようなものは、法律的な問題もあるので、是非前もって考えていただければ。

事務局

略式代執行という制度もありますが、どこまで調べたら所有者が不明といえるのか難しいところで、近畿の行政庁の中でも、そこまで踏み込めていないというのが現状です。

鳴海会長

他にいかがでしょうか。

長坂委員

植栽計画について、前向きに取り組んでいただけていますが、奈良県は特に緑のある県なので大事だなと思って拝見しているのですが、今後、色々と進めていく上で、もう一回確認しておかないと心配になるところで意見があります。最初の理念ですが、『一つの庭』とあるのですが、例えば3つめの『人が楽しむ』と『一つの庭』は、場合によってはかなり矛盾するというのは、みなさんご了解していただいているのでしょうか。例えば紹介していただいた中で、色々なところに「花壇」を出していますが、僕はこの委員会で以前言ったことがあります、花壇は場合によっては、地域性等を失わせる結果になる。どこも同じように人が楽しむだけで、『一つの庭』の中の、ある場所が担うべき特性を失うような形で、植栽が進んでしまうことがあるのではという気がします。なので、まず、『一つの庭』があるというのは、例えば、17ページの右下の池のゾーンがあって、植栽があって、地被類があって、高木の桜があつてのバランスがあります。奈良県に当てはめた時、場所によっては抑えめにいった方がよい所、森が大きめがよい所など、そういう言い方になる場合があります。そういうことに関係なく人が楽しむということになってしまうと、どこもかしこも似たような花壇を作ってしまうことになる。これは考え方の問題ですが、注意しながら具体的な施策を行ってもらった方がよいかと思いました。どこも同じような花壇を、同じようにいつも四季に何とかの花を並べてしまうのは嫌なので、そこは気を付けていただきたい。

事務局

只今のご指摘ですが、植栽計画全編を用意していないので分かりにくいかと思います。色々な楽しみ方について載せている所があり、例えば森の中では森林浴をしながら歩くような楽しみ方、眺望の良いところで眺めを楽しむ場などがあります。今、ご指摘ありました箇所に関しましては、池が手前にあって、木があって、奥にお寺の塔があって、山があったり、そういった眺望を楽しんだり、あるいは植栽なので、植物を育てることがございます。例えば果樹であったり、そういったものを育てながら、彩りを楽しむとともに、収穫物を味わって楽しむなど、多様な楽しみ方ができる庭を作りたいということを、計画本編の方で謳っております。花壇を造って楽しむだけでなく、色々な楽しみ方があるので、それぞれの地域に応じた植栽整備を行っていくことで、多様な楽しみ方ができるエリアを、「小さな庭」とし、同じような統一的な考え方で、整備を進めることで、県全体を大きな『一つの庭』にしたいという、想いを込めて作っております。

鳴海会長

今のご意見に関連して、この『一つの庭』のイメージは結構大事な絵なんです。A3ぐらいにしたもので、こういう方向でやっていると、教えてもらえればと思います。

事務局

分かりました。

岩井委員

20ページの『四季彩の庭づくり』のビフォーアフターですが、3枚目の写真は屏風岩が見えるように木を切っているんですが、意図は分かりますが納得しづらい。「えっ、こんなに切ったの」という感じがしてしまう。その次の移動空間の魅力向上では、花壇を造る必要性等よく分からない。1番上のような「植栽をしました」は分かるが、下の2つは100%そうかとは、言い難いかなと思います。その辺はどういう風にお考えなのでしょう。

山本委員

同じように、21ページの郡山の所もバツサリいっていますよね。景観を優先して、バツサリいっているところは、岩井委員と同じように違和感があります。

移動空間については、この場所をよく通る人間としては、「狭くなったな」という感覚です。

もう1つお聞きしたいのが、16ページのところの目的の所に『奈良県が持つ本物の魅力』という言葉があります。どんなものが本物で、どんなものが偽物なのか分かりません。このアフターが本物の状態であるという認識でよろしいですか。ご説明いただきたいです。

事務局

屏風岩周辺は、前の木を伐採して後ろの屏風岩の見通しを確保するという整備を行いました。伐採後は、屏風岩の視界を遮らないような位置に桜等が植えられています。何

十年か後になると思いますが、木々が育ってきましたら両側に彩りがありつつ、真ん中に屏風岩が開けて見えるようになります。

移動空間に関しましては、別の部局で整備をしております。この写真の大宮通りは、平城宮跡から奈良公園を東西に結んでいる道で、大阪方面から来られる方のウェルカムゾーンとして、綺麗な沿道を見ながら奈良公園へ向かっていただくという趣旨で、沿線にプランターを置く等の整備をしています。交通量との兼ね合いに関しては、はっきりと把握していませんが、極端な通行の支障にならないようにやっています。

それと、『本物の魅力』ということですが、植栽計画の本編の中で、青垣に囲まれた大和盆地の緑や自然があって、その中に長い歴史の中で継承されてきた歴史文化遺産等々の魅力ということで、豊かな自然と豊かな歴史遺産が奈良の持つ本物の魅力という形で位置づけております。

鳴海会長

「なら四季彩の庭」づくりはビフォーアフターの様な簡単な写真だけで説明しようというのは、間違いではないかという意見が多いです。「簡単に書きすぎている」という指摘ですので、次回紹介する際はこういった理由で整備をしているのか明確に説明できるようにして下さい。

長坂委員

今、話の中で、大阪方面から来られる方に対して、大宮通りに花壇やプランターなどを置いて楽しんでいただく、綺麗にするってさらっと言われましたけど何で綺麗かが分からないから聞いているわけです。全然綺麗だとは思いません。むやみに花壇やプランターを置くことは駄目だと何回も主張しています。もちろん良い場合もありますが、この場所でも良い理由を次回は分かるように何か作っていただかないと、折角努力していただいているのにマイナスになってしまうと強く思います。

脇田委員

曽爾の話ですが、結局桜か何かを植栽しているという話でした。タイトルに、「植栽」というような文字が足りないから、今のような誤解を招く訳です。いずれ、この桜は、立派な花がたくさん咲きます。それは、非常に素晴らしい景観だと思います。

北口委員

この「なら四季彩の庭」づくりもそうですが、花を植えるとか緑を植えるだけじゃなく、景観を綺麗にすることが目的だと思います。私も大宮通りは、綺麗になる前からバスからいつも見っていますが、花とか木だけの問題ではなく舗装の問題もすごく大きいと思います。

一番上の信貴山・大門ダムエリアの所もそうですが、全体としてこんな色、こんな素材で本当にいいのか。花だけの問題ではなく、車止めにしても、舗装の色にしても、そのあたりも含めて考えていかないと、非常に浮いた感じがします。花は一生懸命やっただけで下さっていると思いますが、全体として景観を見ていくために、素材と色合いというも

のも含めて考えていく必要があるんじゃないかなと感じております。

鳴海会長

次の審査に入らないといけないので、これで締めにします。県としては奈良県植栽計画の中で、奈良の魅力づくりを結構大きい柱にしているという報告を受けましたが、報告の内容について、委員の意見がこれだけ出るということは、施策を進めていくにあたり、意見を聞く場、交換する場を設けてほしいということだと思います。可能であればそういう方向に持って行っていただければと思います。報告にこれだけの意見が出ることは滅多にないので。それでは、ここで休憩を10分とって、その後、奈良県景観資産の審査に入ります。

(休憩中)

鳴海会長

それでは、再開したいと思います。奈良県景観資産について事務局より説明をお願いします。

事務局（藤田）

奈良県景観資産の審査について説明させていただきます。本年度の募集テーマは、「営み・なりわいの景観」というテーマで募集いたしました。前回、前々回、水辺等の具体的な物を指定した景観を挙げていましたが、今回切り口を変え、『人の営みにより作り出された景観』をテーマとして募集させていただきました。具体的に言いますと、農林水産業、地場産業というような産業関係、それから、地域に根づいた風習とか暮らしの工夫に係るもので募集したところ、63点の応募がありました。この63点を事務局で5つのジャンルに分けております。

ジャンル別の内訳ですが、農林水産業に関わる良好な景観で33件、地場産業に関わる良好な景観で7件、産業遺産に関わる良好な景観で8件、暮らしに関わる良好な景観で6件、地域の風習に関わる良好な景観で9件、合わせて63件があります。委員様にお送りさせていただいています事前資料では62件になっているかと思います。理由としましては、地場産業の関係で、1つ、奈良県を代表する産業として「三輪そうめん」がございます。冬場の天日干しが風物詩になっておりますが、募集中に良い写真がなく、事前資料には載せておりませんでした。その後、12月に新聞社さんの方で写真を撮られたというのを聞き、写真を入手し、それを追加して63件になっております。また、皆様のお手元の資料、パネルを含めまして、右上に4桁の数字を書いています。この番号については、5000番台が今年応募があった物になります。4000番台は前回、水辺景観として応募があった物で、水田等に関して水辺というテーマに合わないという理由で外した作品が、再度あがってきています。また、頭にSがついている物は以前「まほろば眺望スポット百選」として選ばれていて、まだ「景観資産」に登録されていないもので、「営み・なりわいの景観」に関するものをあげさせていただいています。

資料の24ページでは、具体的な選出方法について、事務局案を示しています。例年どおり、壁に張り出しています候補にピンク色の大きな付箋を貼り付けています。この付箋に皆様のお手元にある色のついた30枚の小さな付箋を投票していただきたいと考えております。後でどの作品に投票したかが分からなくならないように、委員の皆様が別の色の付箋となるようにお配りさせていただいています。投票いただくときは、1つの作品に1票だけをお願いいたします。投票後、過半数の投票があったものを最終候補としたいと考えております。6票以上であれば過半数ですが、例えば5票や4票であっても最終候補に残したい作品がありましたら、投票後、議論いただき、票数の少ない作品でも最終候補に残します。また、6票獲得したが「これはどうだろう」などがあれば、見直していただければと思います。第1回の投票で決まりきらず、2回目の投票が必要となりましたら、右側に2と書いてあります第2回投票用の付箋を使っていただく形になりますので、よろしく申し上げます。また今回も前回に引き続きまして、候補の角度を変えて2〜3枚程度、パネルに貼っています。その他、周辺状況を知りたいとのご指摘を受け、周辺写真の準備もしていますので、第1次投票の後に、「周りはどうな感じなの？」と仰っていただきましたら、スクリーンに周辺写真を映させていただきます。

資料の24ページ下には、過去4回のテーマと登録した点数を記載していますので、参考としてください。また、25ページですが、「営み・なりわいの景観」の審査の考え方について、最終的には委員様のご意見で決めていただくこととなりますが、事務局案を書かせていただいています。景観として優れていることを大前提に、その地域に根付いた産業や暮らしというものが現れている、周辺の山々との調和などの観点も入れていただければと考えております。

ジャンルは5つに分けさせていただいています。可能であれば、各ジャンル少なくとも1点ずつ選べればと思っております。資料の26ページは、審査のフローです。27ページについては、審査の基準を書いております。なお、応募作品の中で、人が入ることができない場所の写真や、写真では伝わりにくいものは除いています。そのほかの作品については、本日の審査を受け、最終候補に残った作品の場所、写真に写り込んでいるものの所有者や管理者の存在する市町村に意見照会をさせていただき、登録の同意をいただいたところを最終的に登録させていただくこととなります。本日選ばれた作品が、どうしても同意が得られないということで登録できないことがまれにありますので、その点はご了承をいただきたいと思っております。

28ページからは、今回の候補の一覧表となります。30ページは白地図にだいたいの分布を上げさせていただいています。説明は以上です。

岩井委員

お配りいただいた資料の中に、写真は違うのに同じ番号が2セットあるのですが。

事務局

申し訳ありません。一覧表にございます5051が実際の番号です。

鳴海会長

他に何かご意見ありますか。

佐野委員

審査の事とは違うのですが、出来上がった冊子がプロの方の洗練された視点で撮られた写真ではないため、色等が非常に悪い。県としては、「こんな素敵な場所がありますよ」ということを表現したいのであれば、写真の色あい等のクオリティを上げてもらった方が良いと思います。いつも残念だなあと思いながら冊子を拝見しています。

事務局

ご意見をいただいたとおりでと思います。なんとか工夫をして良い写真を採用したいと思っています。

鳴海会長

写真が悪いのか、印刷が悪いのですか。

岩井委員

写真が悪いです。見ていただいたら分かるように、プロが撮っている三輪そうめんの写真はお天気の日を選んでいる。

脇田委員

農林業の4の「コスモスの里阪原」のコスモスの里のネーミングは定着しているものですか。単なるキャッチフレーズでコスモスの里ということですか。

数年後に普通の畑とか田んぼになる可能性はありますか。

事務局

地元ではこういう名前と呼ばれています。

現在で、20年くらいは地域で続けているとは思われます。

脇田委員

永続性というか、恒久性みたいなものが要求されるのではないのでしょうか。続いて産業遺産の5なのですが、「カンチレバー橋」というものを簡単に教えていただけませんか。次の「吉野山と上市を結ぶ吉野川橋梁」という写真がありますが、この橋の構造と、この信貴山の橋の構造とは同じ構造ではないのでしょうか。

長坂委員

ちょっとだけ専門家として、建築関係者として答えさせていただきます。「カンチレバー」とは「片持ち梁」という意味です。両方で支えているものではなく、片方で支えている橋になります。逆にいえば、左側が非常に大きい根元になっているわけです。細かいことは知りませんが、言葉の意味は、左側だけで主体構造ができていて、右側が非常に軽い構造でできているということです。

鳴海会長

橋の構造がもっと見える写真なら、おもしろいのだね。

脇田委員

異質だということが分かれば問題ありません。

長坂委員

「片持ち梁」の橋がどんなに珍しいかは分かりませんが、そんなに多くはないと思います。写真で影になっている部分の構造がもっと分かれば良いのですが。

鳴海会長

確認は以上でよろしいでしょうか。

第1回の審査として30枚を自分が推薦する写真に貼っていただきたいと思います。

<審査中>

事務局

第1次投票の結果が集計できましたので、多い方から読み上げさせていただきます。

まず満票の11票獲得しておりますのが、農林業の9「桜井市笠の一面のそば畑」、農林業の14「高天原の夜明け」、地場産業の3「三輪そうめんの天日干し」、この3点です。

農林業の6「郡山の金魚池」、農林業の20「神野山山麓から見下ろす茶園」、農林業の23「曾爾の農村風景」、地域風習の7「明日香村稲渕の綱掛神事（男綱）」、この4点が10票獲得しています。

農林業の2「月ヶ瀬にかかる茶園」、農林業の5「筒井城跡の蓮田」、農林業の29「稲渕の棚田」、産業遺産の6「現存最古の吉野山ロープウェイ」、産業遺産の8「旧吉野鉄道の薬水拱橋」、地域風習の8「明日香村栢森の綱掛神事（女綱）」この6点が9票獲得しています。農林業の10「桜井市大字黒崎から広がる棚田」、農林業の15「はざ掛けの田園風景」、地場産業の4「葛城古道沿いの醤油蔵」、産業遺産の1「五條の町を横切る五新鉄道跡」、産業遺産の5「信貴山朝護孫子寺の開運橋」、暮らしの6「十津川の深い谷を渡る谷瀬の吊り橋」、地域の風習の2「東大寺二月堂の供田」、この7点が8票を獲得しています。農林業の8「山の辺の道周辺に広がる穴師の棚田と三輪山の風景」、農林業の31「県道多武峰見瀬線」、地場産業の7「ものづくりの里 国栖の里」、産業遺産の3「生駒山のケーブルカー」、地域の風習の1「奈良町界限」、ここまでの5点が7票獲得しています。

農林業の33、「吉野の貯木場」、地場産業の6「森野旧薬園」、産業遺産の4「生駒山上の飛行塔」、この3点が6票獲得しています。以上、6票までは28点、7票以上は25点、8票以上は20点という結果です。

鳴海会長

ありがとうございます。

例年どおり、もう1度ご確認いただき、6票以上でやめた方が良い作品、5票以下でも最終候補に残したい作品を、それぞれの委員の思い入れがあれば審議したいと思います。

す。

岩井委員

これはこの写真でいくのですか。

事務局

プロのカメラマンにお願いする予算はとっていません。時期的に撮り直しが可能なものは取り直します。また、市町村が写真を持っており、著作権等を提供していただけるものがあれば、差し替えをさせていただきます。

岩井委員

例えば、飛鳥川の棚田の彼岸花の景観を文章で書いていますが、彼岸花の写真は明日香村に聞いてもらえれば、たくさんあると思います。また文章では伝わりにくい作品もあるので、文章で説明するより、ビジュアルで伝えていければと思います。

鳴海会長

農林業の15は「はざ掛け、田園風景」というよりも、シンボリックな「棚田の中にあるはざ掛け」なんです。「農村」、「田園風景」というと、個性がなくなるフレーズなので、それはやめた方が良いでしょう。同じく農林業の23「曾爾の農村風景」も写真の風景をちゃんと現していないので、変えた方が良いでしょう。農林業の31「県道多武峰見瀬線」も、何も表現していない。景観的観点で内容を説明しないと説明不足となるので、工夫していただきたいと思います。

北口委員

解説文書もいつもはもう少し詳しくあったのではないのでしょうか。紙や薬、木材にしても、飛鳥時代、奈良時代から続いているなど、歴史とか文化のあるものが地場産業として選ばれていると思うのです。そういった観点からの解説を加えると、奈良の景観は単に見ているだけではなく、歴史文化を踏まえた深いものであると伝えることができるのではないのでしょうか。

脇田委員

農林業の28ですが、これは明日香の稲渕から高松塚の横を抜けていく道で、新しい道です。この周辺は丘陵地帯で、みかん畑が非常に多いです。かつては、NHKのドラマのロケ地にもなりました。明日香はみかん、橘を非常に大事にしています。農林業という意味の中でも優れた場所であると私は考えています。皆様のご賛同を得られるならば、是非残したいと思います。

北口委員

橘も植えられているのですか。

脇田委員

橘というか、柑橘類です。かつては、甘樫の丘周辺にもあったのですが、現在は国営公園になり、伐採されたりして残っていません。今の時期、非常に感動されるような場所です。

長坂委員

私個人が今これを見たとき、良いと思いましたが、オリジナリティが分かりませんでした。これに限らず良い意味で、奈良は農林業の景色が良い場所であると改めて認識した次第です。他にミカン畑、柑橘系の景色がなかったのと、周囲が一定のレベルにあるということで、今のお話を聞きして、むしろ賛成に1票入れたいと思います。

鳴海会長

昔は何を植えていたのですか？

脇田委員

僕が知っている限りでは、昔からミカン畑でした。

鳴海会長

ミカンは結構新しい果樹では。

脇田委員

明日香では、1つの橘という故事にちなんで大事に植えられています。この丘と、高松塚、キトラは繋がっている場所です。「檜隈(ひのくま)の里」という帰化人が住んでいた場所でもあるので、そういった意味で歴史的価値が高い。

鳴海会長

農業はよく分かりませんが、柑橘類といえば橘もあれば、ミカンもありますよね。

ミカンは明治以降ですが、明治といわれると、どうかと思います。

脇田委員

そうってしまうと、どこで線引きするかということになってきます。明日香としては柑橘類を地場産業として大事に育成しています。そういう意味では問題ないかと思えます。

北口委員

橘というと橘寺もあり、非常に歴史を感じます。風景としてはよく分かったのですが、文化を出すような文言があれば受け入れやすいのではないかなど、表現の仕方だと思います。

脇田委員

この日本の柑橘の歴史は、垂仁天皇の時代まで遡れるとは思いますが、そういったことにもちなんで、「橘寺」という縁のある場所もあります。明日香村というところは、そういったところとの整合性はあるかと思えます。

鳴海会長

解説文を変えていただければ、と思います。ミカンと書いてあるとちょっと抵抗があります。

岩井委員

見てもらえれば分かりますが、撮影の視点が悪いんです。

佐野委員

撮影の視点を少し変えただけで、後ろの山がきちんと入って、手前の果樹園も全部写る方法もあります。せつかくの所が勿体ないと思います。

脇田委員

日本を代表する映画・美術監督の西岡善信（よしのぶ）先生が絶賛された場所でもあります。

鳴海会長

他にいかがでしょうか。

山本委員

もともと私は奈良の人間ではないので分かりませんが、例えば葛城といえば、醤油が地場産業として広く認知されているのでしょうか。三輪そうめんでしたら私でも地場産業として思いつくイメージですが、私が知らないだけで知名度が高いのでしょうか。醤油蔵の数軒あるいは1軒だけを捉えて、地場産業なのかなというのが気になっています。また、産業遺産の飛行塔ですが、これはずっと存続するのでしょうか。遊園地は今、どんどん閉まっていっています。耐震性の問題とか、老朽化でいずれ取り壊されるのではという点で気になります。

佐野委員

醤油蔵に関しては、吉野にも大きなお醤油屋さんがありますし、桜井にも明日香にもあります。地場産業というのには、たくさんあってどうこうというには弱いかなと思います。飛行塔についてですが、最近になって耐震性等の整備がされていた気がします。私は大阪から奈良に移ってきましたが、大阪に住んでいる者にとってもこの飛行塔はものすごく印象が強く、小さい頃からの、思い出のたくさんある場所です。人の思いというものが、この飛行塔のあの景色の中にたくさんあるという部分で、私自身は1票を入れています。

長坂委員

前回か前々回は忘れましたが、景観資産を指定する意味という話があったと思います。その意味の一つが、失われかけているものを、良いという評価を与えることで失われないように促すという効果があるのではないかと、との話があったと思います。

今の飛行塔の話は、そういった意味を含めて選ぶのもありかなと思います。

鳴海会長

さっきの地場産業の話ですが、伝統的な業態で行っている産業は、仮に一つしかない場合でも、地場産業とよんで、良いのでないのでしょうか。

井岡委員

地場産業といえば、奈良であれば、そうめんや靴下かと思いますが、地場にあって生活のためにやってきたのですから、生活色があって、私はそれで良いと思います。

鳴海会長

たくさんなくても、その土地に根ざしてやっている業態であれば、地場産業とよんで

も良いのでは。

井岡委員

どの町にも、1軒ぐらいは醤油屋さんがあったので。

脇田委員

写真で見える限り、あれだけ立派な醤油蔵が残っているなんて、そうないです。

むしろ僕は蔵で票を入れました。

岩井委員

近代化すると密閉しなければならぬので、この様な蔵はなくなっていきます。景観を守るという点で残して欲しい。

南川委員

そういう点では、私はこの地場産業の1の5票は意外と少ない印象があります。特定のお店屋さんということで、入れられていないのかもしれませんが、私は3重丸を付けてました。建物も非常に魅力的なのですが、女性が写っています。説明にもあるように、何とも言えないような「商い」というか全体的なものが評価できるのではと思います。

鳴海会長

この写真は、人が支えているというのが現れていて、唯一、人が主人公的なのがよい。

長坂委員

個人的には、入れて良いと思います。入れなかった理由は、オリジナリティがよく分からなくて、迷ったということ。背後にビルが写っていて、この1軒だけならいやだなと思い、景観資産としてはどうかと思いました。また、地場産業は1軒でもよいではないか、というのも賛成です。

山本委員

地場産業の定義が見えなかったので、パスしました。もし、これを加えるなら、タイトルに店名を出すのではなく、県が出すものなので、タイトルを「和菓子屋の～」にさせていただいたらよいと思います。

鳴海会長

他にいかがでしょうか。

淵上委員

老舗の和菓子屋さんを取り上げるということは凄く大切なことだと思います。例えれば「伊勢の赤福餅」のようなイメージですので、これは是非残してもらった方がよいと思います。先ほどの話に戻りますが、生駒の飛行塔の話も、まさにそのとおりで、ノスタルジーというか、幼いころのみなさんの思い出の中にいつも残っているのではないかと。あれだけの年月が経っているのに、これだけきれいに残しているのは、珍しいのではないかと思います。できれば残しておいて欲しい。

脇田委員

指定されても、仮に壊されてなくなれば、その時点で取り消せば良いのです。そうい

う意味で世界遺産もそうですが、取り消すということもあり得るので。それくらいのスパンで考えてもらえれば良いと思います。

鳴海会長

それでは、まだご意見があるかもしれませんが、農林業の28と、地場産業の1の2つが、過半数に達していませんが、再推薦がありました。この2つを入れますと、今年の実績が30点となります。よろしいでしょうか。ご異議がなければ、この30点で今年の実績にしたいと思います。それでは決定させていただきます。どうもありがとうございます。印刷物にするためには、解説文などについて本日出た意見を参考にしてもらえればと思います。

長坂委員

冊子ですが、さっき佐野委員から写真についてありましたが、もう1つ苦言を言わせてもらうなら、ページのデザインが悪すぎる。エディトリアルデザインとして相当問題があると思います。レベルアップを強く望みたいと思います。

岩井委員

写真を替えて欲しい作品も多々あります。解説文に関しても、全部同じように書き直していただきたいと思います。写っているものだけではなく、その全体景観がどんな感じか、個々の説明と全体を同じレベルで書いていただきたい。

南川委員

何度かこの席に座らせていただいている、今頃言うなというかもしれませんが、先ほどから写真があまり良くないとか出て、修正とか、角度を変えるとかありましたが、これは著作権との関係ではどうなるのですか。例えば、写真を勝手に修正するというのは、問題があると思います。もちろん同意があれば構わないのですが。それから、プロの方に写真を撮ってもらい、それを使うというのは、応募の時の話としてはどうなるのか。

事務局

応募していただく時の写真の著作権に関しては、応募者が権利を持っているもの、応募者が自由に権利を使えるものに限りましてしています。選ばれましたら、後で県の方にそのまま著作権をいただくこととなります。ですから第三者の写真を勝手に使うのは避けてくださいということは、謳っています。

南川委員

当然そうです。その方の著作権というのは、県に使ってくださいと言っても、著作権は残りますよね。ですから、ここのところ、応募の時にどういう風に話が付けられているのか。

岩井委員

修正とかトリミングの関係ですね。

事務局

応募者の写真をそのまま使うのではなく、同じ場所から同じように別の者が撮ったの

を使う場合がありますということを、明記されているかどうかということですか。

岩井委員

そうではなく、今、事務局が言っていたのは掲載権ですよね。使わせてもらう。そうじゃなくて、肖像権みたいなもの。レタッチをする可能性がある。と事前に謳っていたのかを聞いているのです。

事務局

写真そのものを、改変するということでしょうか。

岩井委員

そうです。空が曇っているから、もうちょっと空を青くするとか、電線を消すとか、ありますね。それを断っているかどうかということですか。

南川委員

それはだめでしょうね。

岩井委員

掲載する権利と改変する権利を両方断っているか、ということ。

事務局

まず改変する権利を断っているか、という点については、要綱では全く触れていません。もう1つは、写真そのものは、厳密には一部のトリミングなど掲載する時にあり得ますが、例えば色調を少し変更して使うということは、そもそも県としては想定していません。もし、この色でまずいということであると、撮り直しということになります。今の状態では。写真そのものを加工して、もう少し明るくしようという形になると、もともと撮った人の著作権を侵害することになると思いますので。

南川委員

三輪そうめんのこの写真ですが、これは、ここに通信社より提供とありますね。これは、了解を得て、ピックアップしたものです。ただ、こちらで勝手に紙面上トリミングをしたりすると、これは問題になると思います。これは作品、芸術品ですから。あくまでそういう風なことをしようとすれば、事前に了解なり、何かきちっとしておかなければ、後で問題になります。

長坂委員

そもそも論になってしまうかもしれませんが、少なくとも、いまこの景観資産を選ぶのは、写真を選ぶのではなく、場所を選んでいきます。たまたま場所を知る媒体として写真を選んでいるだけですので、そこははっきりした方が良いでしょう。その後どうするかは、確かに重要ですが、写真コンクールではないということを確認していただかないと。

脇田委員

ここに出ている写真より、もう少し良い写真が撮れたら、県でもう一度撮っていただくことがベターではないかと思えます。

事務局

先ほどから撮り直しの話が出ている写真については、同じようなアングルから天気の良い日にもう一度写真を撮り、より良いものが撮れば交換しようと思っています。今いただいている写真に手を加えて、より良く見せようということは、考えていません。

岩井委員

素人さんの写真が多いので、何ページにも仕立てたときは凸凹なります。1ページ毎に、ピントが甘かったり、暗かったり、曇っていたりします。そこは、印刷屋さんが調整すると思います。ただ、昼間の写真なのに、夕焼けにするとかはしないと思います。でも、調整しないと1ページごとに暗かったり明るかったりするるので、そこは、調整する可能性があるとして、次回募集するときには、謳っておいた方が良いでしょう。

事務局

印刷屋さんで調整する可能性は確かにありますので、それを想定すると、今後、募集の際には注意するようにいたします。

長坂委員

さっきの話のエディトリアルデザインという意味での責任者は存在していないため、このようなことになっている。予算のこともあるから、そう簡単にはできないと思うけど。できたらエディトリアルデザインをもうちょっとプロの方を雇う等しないと、かなりのエネルギーを割いている割にはフィニッシュがない。もったいない気がします。

脇田委員

この中の委員で詳しい方、2～3名に入ってもらった方がより良い冊子ができるのではないのでしょうか。

岩井委員

解説文も書き直してほしい作品も何点かあります。

鳴海会長

公表する冊子の作り方についての意見ですので、重要な部分です。是非考えていただければと思います。これで、審査についての議事はすべて終わりましたので、あとの締めは事務局にお渡しします。

事務局より

景観・環境局長あいさつ（略）

閉会

以上